

■ 返戻金制度

1. 内定者の入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により退職した場合
2. 本人の責に帰する事由により解雇された場合

以下の規定の通り、人材紹介手数料を返戻します。

退職の時期	返還率
勤務開始日から1か月以内	紹介手数料の 8 0 %
勤務開始日から2か月以内	紹介手数料の 5 0 %
勤務開始日から3か月以内	紹介手数料の 2 5 %